

(宛先) 入札参加者各位

電子契約サービスの対象拡大について

令和5年10月から、富山市版スマートシティの施策である行政手続きのデジタル化などDX(デジタルトランスフォーメーション)への取組の一環として導入した電子契約サービスについて、業務委託等、各課で契約書を交付する案件にも対象を拡大します。

1 新たに電子契約の対象となる案件

各課で契約書を交付する案件(契約課入札、課入札及び見積合わせの業務委託、賃貸借等。特命随意契約、協定書等を含む)

ただし、以下の契約は対象から除きます。

- ・ 契約期間が10年間を超えるもの。
- ・ 法令等で書面作成が義務付けられているもの。

※対象案件のうち、事業者から電子契約の利用申出があったものについて電子契約となりますので、申出がなければ従来どおり書面での契約となります。

2 対象拡大日

令和6年10月1日(火)以降に指名通知又は見積依頼する案件から

(担当) 財務部契約課物品契約係

(電話) 076-443-2024